

令和4年度 教育行政に係る  
点検及び評価報告書

令和5年9月

大阪府

大阪府教育委員会



# はじめに

大阪府では、平成 25 年 3 月に、大阪の教育の羅針盤となる「大阪府教育振興基本計画」（平成 25 年度～令和 4 年度）を策定しました。

本計画では、大きく変化する社会の中で、大阪の子どもたちが力強く生き抜き、次代の社会を担う自立した大人となるよう、「すべての子どもの学びの支援」、「教育の最前線である学校現場の活性化」、「社会総がかりでの大阪の教育力の向上」の 3 つの「教育振興の目標」を掲げました。

これを基に、学力の向上や障がいのある子ども一人ひとりの自立のサポート、健やかな体づくり、不安や悩みを抱える子どもたちへの支援、さらには、コロナ禍における学習機会の保障などについて、教育に関与するすべての方々の参画を得て、総力をあげて取組みを進めてきました。

このたび、令和 4 年度の施策の基本的方向や重点取組の実施状況などについて、知事と教育委員会が共同で点検及び評価を行いました。

令和 5 年度からは、新たに「第二次大阪府教育振興基本計画」に基づく取組みがスタートしました。第一次計画の取組みを着実に推進するとともに、この 10 年間の社会経済状況の変化や教育をめぐる動きなどを踏まえ、「一人ひとりの良さや可能性を引き出し、最大限伸ばす教育」「子どもたちの多様性に応じ、誰一人取り残さない教育」の実現をめざし、さらなる教育の振興に努めてまいります。

今後とも、大阪の教育行政の推進への御理解と御協力をお願いいたします。

# 目 次

○	点検及び評価の目的	3
○	点検及び評価の手法	4
○	大阪府教育行政評価審議会	5
○	点検及び評価調書	6
1	大阪府教育振興基本計画の点検及び評価	9
2	教育委員の自己点検及び評価	209
3	教育委員会の権限に属する事務の状況の点検及び評価	224
	(大阪府教育振興基本計画に記載のない事務)	

# 点検及び評価の目的

## ○目的

効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たす。

## ○根拠

大阪府教育行政基本条例（以下「条例」という。）第6条

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第26条

### 《条例》

第6条 知事及び委員会は、基本計画の進捗を管理するため、毎年、共同してその点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを大阪府議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 委員会は、地方教育行政法第26条の点検及び評価に当たり、前項の点検及び評価を含めるものとする。

3 第1項の点検及び評価に当たっては、基本計画に定めた目標を達成するために委員会の教育長及び委員が行った取組、活動の状況等について、委員会の教育長及び委員が自ら点検及び評価を行わなければならない。

### 《地教行法》

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

# 点検及び評価の手法

## ○点検及び評価の年次

- (1) 前年度の大阪府教育振興基本計画（※）（以下「基本計画」という。）の進捗状況
- (2) 基本計画に記載のない、前年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況

## ○点検及び評価の内容

- (1) 条例第6条に基づく知事及び教育委員会の点検及び評価
  - ・ 基本計画の事業計画に記載する158の「具体的取組」の進捗状況を点検
  - ・ 基本計画に位置付けた「10の基本方針」ごとに設定した「実現をめざす主な指標」を点検
  - ・ 上記点検結果を踏まえ、「10の基本方針」ごとに進捗状況を評価
- (2) 地教行法第26条に基づく教育委員会の点検及び評価
  - ・ 基本計画に定めた事務の点検及び評価（(1)をもって充てる）
  - ・ 基本計画に記載のない、教育委員会の権限に属する事務の状況の点検及び評価

## （※）大阪府教育振興基本計画（平成25年3月策定）

- ・ 平成25年度を初年度とし、令和4年度を目標とする10年間を見据えた計画
- ・ 平成30年度から令和4年度までの5年間で取り組むべき具体的な施策や事業をまとめた事業計画を別途、作成

# 大阪府教育行政評価審議会

## ○設置目的

- ・ 条例第6条に基づき、知事及び教育委員会が実施する基本計画の進捗を管理するための点検及び評価
  - ・ 地教行法第26条に基づき、教育委員会が実施する委員会の事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価
- に当たり、教育に関する知識及び経験を有する者並びに保護者の意見を聴くために設置する。

## ○根拠

大阪府附属機関条例  
大阪府教育行政評価審議会規則

## ○開催状況

第1回	令和5年	7月	20日
第2回	令和5年	7月	25日
第3回	令和5年	8月	9日

## ○委員（五十音順）

明石 一郎（あかし いちろう）  
関西外国語大学短期大学部 教授  
（教育学、人権教育、地域家庭教育、PTA 活動）

梅田 充紀（うめだ みつとし）  
大阪信用金庫 常勤理事 業務部長  
（民間企業）

小田 浩伸（おだ ひろのぶ）  
大阪大谷大学教育学部長 教授  
（教育学、特別支援教育、発達障がい）

木原 俊行（きはら としゆき）  
大阪教育大学大学院 教授  
（学校運営、教育工学、教員養成）

長井 勘治（ながい かんじ）  
武庫川女子大学健康・スポーツ科学部 特任教授  
（高等学校教育、体育、教員養成）

吉野 友紘（よしの ともひろ）  
大阪府 PTA 協議会 副会長兼会長代行  
（PTA 活動）

# 点検及び評価調書



# 1 大阪府教育振興基本計画の点検及び評価（条例第6条第1項）

<b>基本方針1 市町村とともに小・中学校の教育力を充実します</b>	<b>P11</b>
【重点取組1】子どもの力をしっかり伸ばす学校力の向上	P12
【重点取組2】これからの社会で求められる確かな学力のはぐくみ	P14
【重点取組3】互いに高めあう人間関係づくり	P19
【重点取組4】校種間連携の推進	P22
<b>基本方針2 公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます</b>	
（1）公私が力を合わせて高校の教育力向上をすすめます	<b>P33</b>
【重点取組5】就学機会の確保と学校を選択できる環境づくり	P33
【重点取組6】公私の切磋琢磨と連携・協力による取組み	P35
<b>基本方針2 公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます</b>	
（2）活力あふれる府立高校づくりをすすめます	<b>P46</b>
【重点取組7】社会の変化やニーズを踏まえた府立高校の充実	P46
【重点取組8】生徒の自立を支える教育の充実	P51
【重点取組9】つながりをはぐくむ学校づくり	P55
【重点取組10】学習環境の整備	P57
【重点取組11】公平でわかりやすい入学者選抜の実施	P60
【重点取組12】活力ある学校づくりをめざした府立高校の再編整備	P60
<b>基本方針2 公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます</b>	
（3）特色・魅力ある私立高校づくりを支援します	<b>P68</b>
【重点取組13】公私を問わない自由な学校選択の支援	P68
【重点取組14】特色ある私学教育の振興	P68
<b>基本方針3 障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します</b>	<b>P73</b>
【重点取組15】支援を必要とする児童・生徒の増加や多様化に対応した環境整備	P73
【重点取組16】就労を通じた社会的自立支援の充実	P78
【重点取組17】一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実	P82
【重点取組18】発達障がいのある幼児・児童・生徒への支援	P86
【重点取組19】私立学校における障がいのある子どもへの支援	P88
<b>基本方針4 子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます</b>	<b>P95</b>
【重点取組20】夢や志を持って粘り強くチャレンジする力のはぐくみ	P96
【重点取組21】社会に参画し貢献する意識や態度のはぐくみ	P98
【重点取組22】ルールを守り、人を思いやる豊かな人間性のはぐくみ	P101
【重点取組23】いじめや不登校等の生徒指導上の課題解決に向けた対応の強化	P106
【重点取組24】体罰等の防止	P111
<b>基本方針5 子どもたちの健やかな体をはぐくみます</b>	<b>P124</b>
【重点取組25】運動機会の充実による体力づくり	P124
【重点取組26】学校・家庭・地域の連携による生活習慣の定着を通じた健康づくり	P129

<b>基本方針6 教員の力とやる気を高めます</b>	<b>P136</b>
【重点取組27】大量退職・大量採用を踏まえた教員の資質・能力の向上	P137
【重点取組28】がんばった教員がより報われる仕組みづくり	P145
【重点取組29】指導が不適切な教員への厳正な対応	P146
【重点取組30】私立学校における教員の資質向上に向けた取組みの支援	P147
<b>基本方針7 学校の組織力向上と開かれた学校づくりをすすめます</b>	<b>P153</b>
【重点取組31】校長マネジメントによる学校経営の推進	P153
【重点取組32】地域・保護者との連携による開かれた学校づくり	P156
【重点取組33】校務の効率化	P157
【重点取組34】私立学校における開かれた学校運営に向けた取組みの促進	P157
<b>基本方針8 安全で安心な学びの場をつくります</b>	<b>P164</b>
【重点取組35】府立学校の計画的な施設整備の推進	P164
【重点取組36】災害時に迅速に対応するための備えの充実	P165
【重点取組37】安全・安心な教育環境の整備	P167
【重点取組38】私立学校における安全・安心対策の促進	P169
<b>基本方針9 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します</b>	<b>P174</b>
【重点取組39】教育コミュニティづくりと活動を支えるための条件整備	P174
【重点取組40】豊かなつながりの中での家庭教育支援	P178
【重点取組41】人格形成の基礎を担う幼児教育の充実	P180
<b>基本方針10 私立学校の振興を図ります</b>	<b>P187</b>
【重点取組42】私立幼稚園における取組みの促進	P188
【重点取組43】私立小・中学校における取組みの促進	P189
【重点取組44】特色・魅力ある私立高校づくりの支援	P189
【重点取組45】専修学校・各種学校における取組みの促進	P190
【重点取組46】私立学校における障がいのある子どもへの支援	P191
【重点取組47】私立学校におけるいじめや不登校等生徒指導上の課題解決、及び体罰等の防止に向けた取組みの促進	P191
【重点取組48】私立学校における教員の資質向上に向けた取組みの支援	P192
【重点取組49】私立学校における開かれた学校運営に向けた取組みの促進	P192
【重点取組50】私立学校における安全・安心対策の促進	P194
大阪府教育行政評価審議会における審議結果	P204
知事コメント（今後の取組みにあたって）	P208

## 2 教育委員の自己点検及び評価（条例第6条第3項）

### 3 教育委員会の権限に属する事務の状況の点検及び評価（地教行法第26条第1項）

（大阪府教育振興基本計画に記載のない事務）

（1）教育機関の設置、管理及び廃止に関すること	P225
（2）財産の管理に関すること	P227
（3）教科書その他の教材の取扱いに関すること	P230
（4）学校その他の教育機関の環境衛生に関すること	P231
（5）教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること	P232
（6）所掌事務に係る広報及び教育行政に関する相談に関すること	P235
（7）その他の事務に関すること	P236


# 1 大阪府教育振興基本計画の点検及び評価

## 点検及び評価調書（凡例）

### 【基本的方向】

○○○・・・  
基本計画の基本方針における基本的方向を記載

### 【重点取組の点検結果】

項目		目標 ※1 (目標年次)	計画策定時	R4 年度実績	進捗 状況	実施事業 (R4 年度)	
重点取組	具体的取組					事業名	実施内容
○○○・・・	○○○・・・	○○○・・・	○○○・・・	○○○・・・	◎ ※3	○○○・・・  ※2	○○○・・・

### 【指標の点検結果】

指標	目標値 ※1 (目標年次)	実績値					
		計画策定時	H30	R1	R2	R3	R4
○○○・・・ 基本方針ごとに設定した実 現をめざす主な指標	○○○・・・	○○○・・・	○○○・・・	○○○・・・	○○○・・・	○○○・・・	○○○・・・
			○	○	○	◎	◎※3

※1：特記がない限り令和4年度を目標年次とする。

※2：  は、公私双方を対象とする取組み。

※3：以下のとおり、目標に対する進捗状況を記載。

【R4年度を目標年次として設定しているもの】

- ◎（目標達成）：R4年度実績が目標値に到達
- ×（目標未達成）：R4年度実績が目標値に未到達

【R5年度以降を目標年次として設定しているもの】

- （目標達成が可能）：目標年度での達成が可能と見込まれるもの
- △（目標達成が困難）：現状のままでは、目標年度での達成が困難であると見込まれるもの

### 【自己評価】

○○○・・・